

東広島市市営住宅管理システム再構築要件

東広島市建設部住宅課
令和7年8月

1 基本要件

新たに導入するシステム（以下「新システム」という。）は、市営住宅管理業務の効率化および迅速化を目的とする。そのため、市営住宅管理業務に関する法令、これらに基づく指示、申請書様式における取り扱い等に適合した処理が可能であることを前提とし、また、新たな制度にも対応可能な拡張性に富んだシステム構造を有するものとする。

2 主な業務要件

新システムは、公営住宅法、公営住宅法施行規則、公営住宅法施行令およびその他関係法令に準拠し、以下の事務に対して法令で定められた様式に適合した処理が効率的に行えることを前提とする。

事務の内容については、別紙「住宅システム機能要件適合表」を参照の上、記入すること。

3 システム再構築に係る要求事項

(1) パッケージソフトウェアを使用した構築

ア 新システムは、前項の業務要件を満たすパッケージソフトウェアを用いて構築することを基本とする。

イ パッケージソフトウェアは、Web ベースのアプリケーションによる操作環境とすること。

(2) 新システム稼働環境

ア 新システムは、本市が準備する仮想環境もしくは事業者が用意するクラウド環境で稼働可能であること。なお、事業者が用意するクラウド環境で稼働する場合には、機密性、可用性及び安全性が確保されている場合のみ導入可能とする。

イ 本市が提供予定の仮想環境は、Windows Server 2019 もしくは Windows Server 2022 の仮想マシンである。

(3) データ移行

ア 現行システム（以下「現行システム」という。）からのデータ抽出は、現行システムベンダが実施する。

イ 抽出されたデータを新システムに適合するよう加工し、取り込むこと。

ウ 新旧システム間でデータチェック（データ形式の整合性確認）を行うこと。

エ 移行に際し不足するデータについては、本市と協議の上で作成すること。

(4) クライアント端末

ア 既存の Windows Server 2019 以降の Windows OS 上で稼働可能であること。

イ 他業務システムのアプリケーションと共存して稼働可能であること。

ウ クライアント端末に必要なソフトウェア（ランタイム等含む）や設定等がある場合は、その具体的内容を情報提供すること。

(5) ユーザ数

ア 活動ユーザ数については、人事異動等により利用者が変動することを考慮し、制限を設けないものとする。

イ システム設計上、最大 10 ユーザが同時にアクセスすることを想定する。

(6) システムの運用時間

ア オンライン稼働可能時間：7:30～22:00

※業務都合により稼働時間の変更が可能であること。

イ 開庁時間：平日 8:30～17:15

※土日祝日は原則稼働しない。ただし、繁忙期等において勤務時間変更等により、土日祝日を含む運用時間の変更に対応可能であること。

(7) 研修

ア 新システム導入時および法改正時には、本市職員に対して一定期間の操作研修を実施すること。

(8) 運用・保守

ア 年次処理や重要処理の立会い、パッケージの機能改善、修正モジュールの適用作業を実施すること。

イ 上記以外において、本市が業務時間中に利用可能な対応窓口（以下「サポート」という。）を有すること。

ウ サポートは、新システムの不具合、故障、操作不明点、改善要望等、業務上発生し得る全ての障害に対応する窓口として機能すること。

エ 故障時の対応・点検については、保守契約に基づき実施すること。

オ 法改正への対応は、随時速やかに行うこと。

カ 保守契約に基づき、簡易な法改正対応およびユーザからの要望によるシステム改善を行うこと。また、改善を行った際には、職員に対して操作研修等を実施すること。

(9) セキュリティ

ア 新システムは、利用者ごとに ID・パスワードによる認証を行うこと。

イ 必要に応じて二要素認証に対応可能であること。

ウ アクセスログを取得し、一定期間保管できること。

エ ユーザの権限に応じたアクセス制御が可能であること。

オ 保存データおよび通信データは暗号化されていること。